



最高裁判所判事
大谷直人
昭和二十七年六月三日生

略歴
北海道赤平市で生まれ、道内(札幌市、三笠市)で育ち、東京に転居し、都立富士高等学校、東京大学法学部を卒業。判事補佐官、東京地裁、最高裁判所判事補佐官、富山地裁で勤務。判事、判事補佐官、最高裁判所判事、最高裁判所第二課長、東京地裁判事(部長)、最高裁判所第二課長、東京地裁判事(部長)、最高裁判所第二課長、東京地裁判事(部長)、最高裁判所第二課長、東京地裁判事(部長)。



最高裁判所判事
木澤克之
昭和二十六年八月二十七日生

略歴
東京都新宿区において家庭教師の家庭の三男として生まれ、同区立南小中学校、私立立教中学校を経て、同立教高校を卒業。立教大学法学部卒業。司法修習生。判事、判事補佐官、最高裁判所判事、最高裁判所第二課長、東京地裁判事(部長)。



最高裁判所判事
林景一
昭和二十六年二月八日生

略歴
山口県徳山市(現周南市)生まれ。父の仕事の関係により大分で育ち、市立島原小中学校、市立天王寺中学校、府立天王寺高等学校を卒業。京都大学法学部卒業。判事、判事補佐官、最高裁判所判事、最高裁判所第二課長、東京地裁判事(部長)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二十七年一月二五日 大法廷判決
小選挙区選出議員の選挙区別執行は、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がなされなかったという、公職選挙法の規定が憲法一四条一項等に違反するものという趣旨で違憲と判断した(多数意見)。(多数意見)
二 平成二十七年二月一六日 大法廷判決
民法七三三条一項の規定のうち一〇日を超えて再婚禁止期間を設ける部分は、平成二〇〇五年当時において、憲法一四条一項、二四二条一項に違反するに至っていたとした(多数意見)。(多数意見)。
三 平成二十七年二月一六日 大法廷判決
夫婦は、婚姻の締結に定めることに従い、夫又は妻の氏を称する」と規定する民法七五〇条は、憲法一三条一四条一項、二四二条一項に違反しないとした(多数意見)。
四 平成二八年五月二五日 小法廷判決
ガス抜き配管内に結露水が滞留してメタンガスが漏出したことにより生じた温泉施設の燃費事故について、建設会社の設計担当者には、結露水の抜き作業の必要等に関する情報を施設の発注会社の担当者に確実に説明し、事故の発生を防止すべき義務上の注意義務があったとして、業務上過失致死傷罪の成立を認めた(全員一致)。(補足意見付加)。
五 平成二九年三月一五日 大法廷判決
車両に使用者からの承諾なく秘密にGPS端末を取り付けて位置情報を検索し把握するGPS捜査は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、意思に反し、その私的領域に侵入する捜査手段であり、裁判官の合致がなければ行いができない処分であるとした(全員一致)。(多数意見)。
六 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙について、選挙区選出議員の議員定数規定は、憲法に違反するに至っていたという趣旨で違憲と判断した(多数意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二八年二月一五日 第一小法廷判決
学校、児童福祉施設等の敷地から二〇〇m以内の区域における風俗営業の営業を禁止し、違反者に対して刑罰を科することとを定めた京都府風俗条例の規制に関する条例三二条一項一六条一項の各規定は、憲法二二条一項に違反するものではないと判断し、風俗営業の規制を禁止する同条例七条一項の規定は、憲法二二条一項に違反するものではないとした(全員一致)。(裁判長)。
二 平成二八年二月一六日 第一小法廷判決
地方自治法施行令附則六の第一第二項にいう居住の用に供するために独立的に区分された部分が二〇以上ある共同住宅等に当たるか否かは、一棟の共同住宅等に判断すべきであると判断し、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判した(全員一致)。(裁判長)。
三 平成二八年二月一六日 大法廷判決
共同相続された普通預金債権、通常貯蓄債権及び定期貯蓄債権は、いずれも、相続開始と同時に相続分に応じて分割されることなく、遺産分割の対象となるものとして、従前の判例は変更すべきであり、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した(全員一致)。(補足意見付加)。
四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決
じん肺管理区分が管理上当該決定の決定を受けた労働者がじん肺発症する労働者が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合には、当該訴訟は、当該労働者の死亡によつて当然に終了するものではなく、労働者災害補償保険法二二条一項所定の遺族に対する権利を承継すべきものと判断し、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して差し戻した(全員一致)。
五 平成二九年九月二七日 大法廷判決
平成二八年七月二七日行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、憲法の問題が生ずる程度で著しい不均衡状態にあつたものではないと判断し、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした(多数意見)。

最高裁判所において関与した主要な裁判

- 一 平成二九年九月二七日 第三小法廷判決
信用保証協会の金融機関が会社に対して行った融資について保証したが、同会社が破産したため代位弁済し、その後破産手続開始後に物上保証人として自己所有の不動産を破産者の債務の担保として提供した者から債権の一部弁済を受けたことにより場合に破産債権留保の配当をどのようにすべきかについては、従来から破産法の解釈上争いがあったが、この決定では、破産手続開始の時における債権留保の額として確定したものを基礎として配当額を計算したものが当該債権留保の債権留保額を超過したときは、その超過する部分が、当該債権留保について配当すべきであり、物上保証人の求償権その他の債権留保について配当すべきではないと判断を示した(全員一致)。
二 平成二九年九月二七日 大法廷判決
多数意見は、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、憲法の問題が生ずる程度で著しい不均衡状態(遺棄状態)にあつたものではないと判断し、議員定数配分規定が憲法に違反するに至っていたとはいえないとした。これに対し、一人一票の原則及び投票価値の平等原則(その追求は国際標準であり国際的潮流でもある)に照らした場合は、較差が約二倍に達する状態に達しているため、多数意見には完全には与することができないとした上で、同選挙までの間に遺棄状態の解消がなされなかったことが国会の裁量権の限界を超えておらず、国会において、引き続き、投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成二九年の通常選挙に向けて較差縮小のプロセスが継続されることを期待するとの意見を述べた。

裁判官としての心構え

最高裁判官にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、その事件も最終的な決定が求められます。社会的影響の大きな事件、先例がなく新判事求められる事件も少なくありません。最高裁判官の職に就いて以来、その責任の重さを感ずりました。判断を下さずにはいられず、判決等が具体的な理由を示すに当たっては、最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容となるよう、力を尽くしていきたいと思っております。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
約四〇年間、弁論の活動から培った経験や市民感覚を踏まえ、弁論士出身の裁判官としての自覚と誇りを持って、正義と公平に邁進し、健全な社会常識に導く法律の解釈・適用に努めていきたいと考えています。

裁判官としての心構え

裁判官としての心構え
最終審である最高裁判所の判事としての重大な責任をいつも心に留め、世界の日本という視点を踏まえながら、公平公正な裁判のため、平成二八年六月まで四年間外交に携わった行政官としての経験を少しでも活かしていきたいと思っております。これまで世界のいろいろな場所に任じ、いろいろな人と出会い、いろいろな体験をする中で、人生は「二期一会」の気持ちを持って、常に誠心誠意努めることが大事だと思っております。

選挙に関する告知ポスター。中央には「#拡散しよう! 投票」の大きな文字があり、右側には「投票は18歳から! 投票日 10月22日」の情報が目立つ。下部には投票時間「午前7時～午後8時」や投票日「10/11(水)～21(土)」のスケジュールが示されています。また、「愛する島へ一票を!」というフレーズも含まれています。